四半期報告書

(第142期第3四半期)

株式会社 松風

E 0 1 1 8 3

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期 レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に 綴じ込んでおります。

株式会社 松風

目 次

	貝
【表紙】	
第一部 【企業情報】	
第1 【企業の概況】	
1 【主要な経営指標等の推移】	
2 【事業の内容】	
第 2 【事業の状況】4	
1 【事業等のリスク】4	
2 【経営上の重要な契約等】4	
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】4	
第3 【提出会社の状況】9	
1 【株式等の状況】9	
2 【役員の状況】10	
第4 【経理の状況】11	
1 【四半期連結財務諸表】12	
2 【その他】21	
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】22	

四半期レビュー報告書

確認書

百

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【四半期会計期間】 第142期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 株式会社松風

【英訳名】 SHOFU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 根 來 紀 行

【本店の所在の場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 藤 島 亘

【最寄りの連絡場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【電話番号】 (075)561-1112 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 藤 島 亘

【縦覧に供する場所】 株式会社松風 東京支社

(東京都文京区湯島三丁目16番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次			第141期 第3四半期 連結累計期間		第142期 第 3 四半期 連結累計期間		第141期
会計期間		自至	平成24年4月1日 平成24年12月31日	自至	平成25年4月1日 平成25年12月31日	自至	平成24年4月1日 平成25年3月31日
売上高	(百万円)		11,632		13, 137		16, 028
経常利益	(百万円)		266		802		732
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△)	(百万円)		△54		473		18
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		52		1, 269		642
純資産額	(百万円)		18, 068		19, 649		18, 662
総資産額	(百万円)		22, 049		24, 000		22, 817
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり四半 純損失金額(△)	朔 (円)		△3. 39		29. 72		1. 17
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		_		29. 56		1. 16
自己資本比率	(%)		81.8		81.6		81. 6

回次			第141期 第3四半期 連結会計期間		第142期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間		自至	平成24年10月 1 日 平成24年12月31日	自至	平成25年10月1日 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)		5. 22		15. 53

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 第141期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。
 - 4. 在外連結子会社の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、第 142期第1四半期連結会計期間より期中平均相場により換算する方法に変更しております。当会計方針の変 更は遡及適用され、第141期第3四半期連結累計期間及び第141期連結会計年度については遡及適用後の数値 となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

(デンタル関連事業)

平成25年4月1日にSHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

なお、当社は平成26年1月24日付で株式会社京都銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 [注記事項](重要な後発事象)」をご参照ください。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来の見通しにかかわる記述については、当四半期報告書提出日現在において入手可能な情報に 基づき当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和などの効果により、円安・株高が進行し、企業収益や雇用情勢の改善がみられるなど緩やかな回復基調となりました。しかしながら、新興国経済の減速懸念や消費税増税による景気の下振れ懸念などから、景気の先行きの不透明感は拭えない状況にあります。

このような状況のもと、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は、13,137百万円と前年同期比1,505百万円(12.9%)の増収となりました。売上高に含まれる海外売上高は、3,723百万円(対売上高28.3%)と、前年同期比931百万円(33.3%)の増収となりました。

利益面は販売活動費用などの積極的な投入により、販売費及び一般管理費が前年同期比425百万円 (6.9%)増加しましたが、増収効果により営業利益は734百万円と前年同期比471百万円(179.0%)の増益となりました。さらに為替の影響などにより営業外損益が好転したため、経常利益は802百万円と前年同期比535百万円(201.0%)の増益となり、税金費用を差し引いた四半期純利益は473百万円となり、前年同期比527百万円の増益となりました。

セグメントの業績

① デンタル関連事業

国内では、当第3四半期連結累計期間に市場投入したデジタルロ腔撮影装置「アイスペシャルC-Ⅱ」や光重合型歯冠用硬質レジン「ソリデックス ハーデュラ」、また前連結会計年度に市場投入した歯科用多目的超音波治療器「エアフローマスター ピエゾン」などの新製品が売上に寄与したことにより、前年同期比増収となりました。また海外においても、為替の円安による追い風もあり各地域で堅調に推移し、前年同期比増収となりました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、11,733百万円と前年同期比1,364百万円 (13.2%)の増収となり、販売費及び一般管理費は増加したものの、増収効果により営業利益は687百万円と前年同期比373百万円 (118.9%)の増益となりました。

② ネイル関連事業

ネイル関連事業の市場全体は、引き続き緩やかな拡大傾向が続いておりますが、価格・品質競争はさらに激しさを増しております。このような事業環境の中、平成25年6月に松風本社にネイル事業部を発足させ、商品開発・品質管理から製造・販売までの事業体制を整備・強化することによって、自社開発品のシェアアップを図るとともに、顧客への各種セミナーを開催するなど、拡販に努めました

当第3四半期連結累計期間の売上高は、引き続き海外売上がアジア地域において好調に推移し、1,340百万円と前年同期比140百万円(11.7%)の増収となりました。利益面は増収効果に加え、のれん償却費の負担がなくなったことなどにより販売費及び一般管理費が減少したため、営業利益は24百万円と前年同期比94百万円の増益となりました。

③ その他の事業

当社グループの株式会社昭研におきまして、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。当第3四半期連結累計期間の売上高は、63百万円と前年同期比0.7百万円(1.2%)の増収となり、営業利益は21百万円と前年同期比5百万円(31.8%)の増益となりました。

(2) 財政の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,182百万円増加し、24,000百万円となりました。

資産は主に、商品及び製品が増加しております。

負債は、前連結会計年度末に比べ196百万円増加し、4,350百万円となりました。未払法人税等の増加が主な要因であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ986百万円増加し、19,649百万円となりました。その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定が増加したことが主な要因であります。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末と同率の81.6%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、 その内容等(会社法施行規則第118条第3号に定める事項)は次のとおりです。

I 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、創立100周年を迎える10年後の"あるべき 姿"を見据え、その実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上 が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源を海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に 取り組んでまいります。具体的には、「中期経営計画」を策定し、①地域の需要・ニーズに適合した 新製品の開発、②生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③販売網・販売拠点の整備及び構築、④海外 展開を積極的に進めるための人材育成、確保といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、機動性を確保することを目的として、平成23年6月の株主総会において取締役の員数を13名から7名に変更しております。また、業務執行に関する意思決定のスピードを速めるため、執行役員制度を新設するなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取組んでおります。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)(最大30日間の延長がありえます。)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成25年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総

会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.shofu.co.jp/ir/)に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースをご覧下さい。

IV 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

Ⅱに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、Ⅱに記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、Ⅲに記載した本対応方針も、Ⅲに記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決せられること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間は研究開発費として、963百万円を投入いたしました。 なお、当第3四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設等について、当第3四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名	セグメント	設備の内容	投資予定額 (百万円)	資金調達方法	着手年月	完成予定
Z ILA	(所在地)	の名称	以州小门石	総額	貝亚刚建分伍	√ 目 1 1 71)L/4X 1 XL
提出会社	本社 (京都府京都市 東山区)等	デンタル 関連事業	CAD/CAM 事業用設備	350	自己資金	平成25年5月	平成26年3月
株式会社昭研	久御山工場(仮 称) (京都府久世郡 久御山町)	デンタル 関連事業	建物	717	自己資金	平成25年10月	平成26年6月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64, 000, 000
計	64, 000, 000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16, 114, 089	16, 114, 089	東京証券取引所市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	16, 114, 089	16, 114, 089	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日~ 平成25年12月31日	_	16, 114	_	4, 474	_	4, 576

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成25年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 176,600	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,914,300	159, 143	_
単元未満株式	普通株式 23,189		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16, 114, 089	_	<u> </u>
総株主の議決権	_	159, 143	_

⁽注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式17株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社松風	京都市東山区福稲上高松 町11番地	176, 600	_	176, 600	1. 10
∄ †	_	176, 600	_	176, 600	1. 10

⁽注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、176,785株であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

(単位:百万円)

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5, 511	5, 756
受取手形及び売掛金	2, 649	2, 358
有価証券	350	116
商品及び製品	2, 330	3, 273
仕掛品	675	631
原材料及び貯蔵品	688	817
その他	837	852
貸倒引当金	△78	△65
流動資産合計	12, 965	13, 739
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6, 348	6, 437
減価償却累計額	△4, 038	△4, 140
建物及び構築物(純額)	2, 310	2, 297
その他	7, 353	7, 761
減価償却累計額	△4, 491	△4, 672
その他(純額)	2, 861	3, 089
有形固定資産合計	5, 171	5, 386
無形固定資産	167	147
投資その他の資産		
投資有価証券	3, 177	3, 715
その他	1, 344	1,020
貸倒引当金	△9	△10
投資その他の資産合計	4, 512	4, 726
固定資産合計	9, 851	10, 260
資産合計	22, 817	24, 000

		(単位:日刀円)
	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	576	477
短期借入金	980	975
未払法人税等	114	327
役員賞与引当金	3	2
その他	1, 295	1, 227
流動負債合計	2, 969	3, 009
固定負債		
退職給付引当金	120	112
その他	1, 064	1, 228
固定負債合計	1, 185	1, 341
負債合計	4, 154	4, 350
純資産の部		
株主資本		
資本金	4, 474	4, 474
資本剰余金	4, 576	4, 576
利益剰余金	9, 495	9, 664
自己株式	△169	△162
株主資本合計	18, 377	18, 553
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	644	1,031
為替換算調整勘定	△398	10
その他の包括利益累計額合計	245	1,041
新株予約権	39	53
純資産合計	18, 662	19, 649
負債純資産合計	22, 817	24, 000
	·	

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

		(単位:百万円)
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	11,632	13, 137
売上原価	5, 232	5, 841
売上総利益	6, 399	7, 295
販売費及び一般管理費	6, 136	6, 561
営業利益	263	734
営業外収益		
受取利息	14	15
受取配当金	50	51
会費収入	71	99
為替差益	9	110
その他	231	64
営業外収益合計		341
営業外費用 支払利息	7	6
売上割引	113	121
当社主催会費用	91	122
その他	15	21
営業外費用合計	227	273
経常利益	266	802
特別損失		
投資有価証券評価損	142	_
固定資産除却損	15	
特別損失合計	157	_
税金等調整前四半期純利益	108	802
法人税等	163	328
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△54	473
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△54	473

(単位			m \
(田/17	٠	$\dot{\Box}$ $\dot{\Box}$	щ.
(+-11/-		\Box \bigcirc \bigcirc	1 1/

		(平匹・日/71-17
	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△54	473
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	387
為替換算調整勘定	98	408
その他の包括利益合計	106	796
四半期包括利益	52	1, 269
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	52	1, 269
少数株主に係る四半期包括利益	_	_

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、新たに設立したSHOFU Dental Asia-Pacific Pte.Ltd.を連結の範囲に含めております。

(2)変更後の連結子会社の数

11社

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

(会計方針の変更)

在外連結子会社の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、在外連結子会社の重要性が増加傾向にあり、一定期間の収益及び費用を換算するにあたり、一時点の為替相場を用いるより期中平均相場を用いることがより適正な情報開示に資すると判断したため、第1四半期連結会計期間より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。

なお、当社における決算書類等の文書保存期間は10年と規定されているため遡及適用に係る原則的な取扱いが 実務上不可能であることから、平成15年4月1日より期中平均相場により円貨に換算する方法を適用しておりま す。

当会計方針の変更は遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期連結累計期間の売上高は164百万円、売上総利益は149百万円、営業利益は70百万円、経常利益は4百万円、税金等調整前四半期純利益は4百万円それぞれ減少しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に累計的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は28百万円増加、為替換算調整勘定の前期首残高は28百万円減少しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率
	を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算す
	る方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を
	計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用す
	る方法によっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。 なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。) 及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	405百万円	474百万円
のれんの償却額	66百万円	一百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月11日 取締役会	普通株式	192	12.00	平成24年3月31日	平成24年6月6日	利益剰余金
平成24年11月2日 取締役会	普通株式	128	8.00	平成24年9月30日	平成24年11月30日	利益剰余金

- (注) 平成24年5月11日取締役会決議の1株当たりの配当額の内訳は、普通配当10円、創立90周年記念配当1円及び東京 証券取引所市場第一部指定の記念配当1円であります。
- 2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月13日 取締役会	普通株式	175	11.00	平成25年3月31日	平成25年6月5日	利益剰余金
平成25年11月5日 取締役会	普通株式	127	8.00	平成25年9月30日	平成25年11月29日	利益剰余金

⁽注) 平成25年5月13日取締役会決議の1株当たりの配当額の内訳は、普通配当10円、創立90周年記念配当1円であります。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

- I 前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
 - 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	i				· · · ·	· 1 / 3 3 /
	報告セグメント				⇒田 市ケ <i>七</i> 石	四半期連結
	デンタル 関連事業	ネイル 関連事業	その他の 事業	計	調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	10, 369	1, 199	63	11, 632	_	11, 632
セグメント間の内部売上高 又は振替高	_	0	4	4	△4	_
計	10, 369	1, 200	67	11, 636	$\triangle 4$	11, 632
セグメント利益又は損失(△)	313	△69	16	260	2	263

- (注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。
 - 2 セグメント利益又は損失 (△) は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- Ⅱ 当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
 - 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				⇒⊞ 1567 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四半期連結
	デンタル 関連事業	ネイル 関連事業	その他の 事業	計	調整額 (注) 1	損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	11, 733	1, 340	63	13, 137	_	13, 137
セグメント間の内部売上高 又は振替高	_	0	3	3	△3	_
計	11, 733	1, 340	66	13, 140	△3	13, 137
セグメント利益	687	24	21	733	0	734

- (注) 1 セグメント間取引消去によるものであります。
 - 2 セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(在外子会社の収益及び費用の換算方法の変更)

会計方針の変更に記載のとおり、在外連結子会社の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により 円貨に換算しておりましたが、在外連結子会社の重要性が増加傾向にあり、一定期間の収益及び費用を換算 するにあたり、一時点の為替相場を用いるより期中平均相場を用いることがより適正な情報開示に資すると 判断したため、第1四半期連結会計期間より期中平均相場により円貨に換算する方法に変更しております。 当会計方針の変更は遡及適用され、前第3四半期連結累計期間については遡及適用後のセグメント情報となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第3四半期連結累計期間の売上高が、デンタル関連事業において162百万円、ネイル事業においては1百万円それぞれ減少しております。また、セグメント利益又は損失は、デンタル事業においては70百万円、ネイル事業においては0百万円それぞれ減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期 純損失金額(△)	△3.39円	29.72円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△54	473
普通株主に帰属しない金額(百万円)	_	_
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失 金額(△)(百万円)	△54	473
普通株式の期中平均株式数(千株)	16, 062	15, 935
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	— 円	29. 56円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	_	_
普通株式増加数(千株)	_	88
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	_	_

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

コミットメントライン契約の締結

当社は、今後の積極的な事業展開に必要な資金需要に備えて、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築することを目的とし、以下のとおりコミットメントライン契約を締結いたしました。

①借入極度額 : 40億円

②契約締結日 : 平成26年1月24日

③契約期間 : 1 年

④参加金融機関 :株式会社京都銀行(アレンジャー兼エージェント)

株式会社滋賀銀行(コ・アレンジャー)

株式会社三井住友銀行

三井住友信託銀行株式会社

⑤財務制限条項 : 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を平

成25年3月決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の

75%以上に維持すること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、平成26年3月

期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

2 【その他】

平成25年11月5日開催の取締役会において、第142期の中間配当に関し、次のように決議いたしまし た。

① 配当金の総額

127百万円

② 1株当たりの金額

8円00銭

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成25年11月29日

(注) 平成25年9月30日最終の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、支払いを行っ ております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

株式会社 松 風 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 部 健 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 敏 宏 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松風の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【会社名】 株式会社松風

【英訳名】 SHOFU INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 取締役社長 根 來 紀 行

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 京都市東山区福稲上高松町11番地

【縦覧に供する場所】 株式会社松風 東京支社

(東京都文京区湯島三丁目16番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役取締役社長根來紀行は、当社の第142期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。